

(仮称)枚方市立中学校給食センター
整備運営事業

実施方針

令和6年8月7日

枚方市

目次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 事業の目的	1
3 事業期間	1
4 事業方式	1
5 本施設の規模	1
6 事業範囲	1
7 事業者の収入	3
8 事業のスケジュール	4
9 法令等の遵守	4
10 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集及び選定方法	5
2 事業者の募集及び選定手順	5
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
4 構成員の制限	9
5 参加資格の確認及び失格要件	10
6 審査の手順及び審査	10
7 S P Cとの契約手続き	11
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1 責任分担に関する基本的な考え方	12
2 予想されるリスクと責任分担	12
3 事業の実施状況のモニタリング	12
4 事業終了時の措置	12
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
1 立地条件	13
2 施設要件	13
3 提供食数	13
4 献立方式	13
5 施設稼働日数	13
第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	14
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
1 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合	14
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	14
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	14
4 その他	14
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	14
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	15
1 市議会の議決	15
2 入札に伴う費用負担	15
3 実施方針等に関する問合せ先	15
別添資料1 位置図及び事業用地概要図	16
別添資料2 配送校一覧	17
別添資料3 事業スキーム図	18
別添資料4 選定審査会委員名簿	19
別添資料5 リスク分担表(案)	20

【用語の定義】

市	枚方市をいう。
本事業	(仮称) 枚方市立中学校給食センター整備運営事業をいう。
本施設	本事業で、事業者が事業用地において整備等を行う施設の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものをいう。
P F I	Private Finance Initiativeの略
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
P F I 方式	P F I 法に基づく事業方式をいう。
P F I 事業	P F I 法に基づいて実施される事業をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいい、落札者が市内に設立する特別目的会社とする。
S P C	本事業の実施のみを目的とする特別目的会社(Special Purpose Company)として設立される株式会社をいう。
実施方針等	本事業の実施方針及び要求水準書(案)をいう。
入札説明書等	公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書(案)をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する複数の民間企業で構成するグループをいう。
構成員	入札参加者を構成する民間企業を、個別又は総称していう。
構成企業	構成員のうち、本事業で実施する業務の一部を事業者から直接受託又は請負う者で、かつS P Cに出資する民間企業をいう。
代表企業	構成員を代表して入札手続きを行う者をいい、構成企業としてS P Cへの出資割合が最も高い者をいう。
協力企業	構成員のうち、S P Cには出資を行わないが、本事業で実施する業務の一部を事業者から直接受託又は請負う民間企業をいう。
落札者	本事業の総合評価一般競争入札の結果、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
選定審査会	P F I 事業の実施に必要となる事項及び事業提案書に係る専門的かつ客観的な視点から検討等を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織(枚方市立中学校全員給食事業P F I 事業者選定審査会)をいう。
設計企業	本事業の設計業務を担当する企業をいう。
工事監理企業	本事業の工事監理業務を担当する企業をいう。
建設企業	本事業の建設業務を担当する企業をいう。
各種備品調達企業	建設企業のうち、本施設の調理設備・備品等を設計・製作・設置する企業をいう。
運営企業	本事業の運営業務を担当する企業をいう。
維持管理企業	本事業の維持管理業務を担当する企業をいう。
その他企業	本事業の設計、工事監理、建設、運営、維持管理業務以外の業務を実施する企業をいう。
特定給食施設	健康増進法(平成14年法律第103号)に定める特定給食施設をいう。
配膳業務	配送校への配膳員の設置及び配送校内での配膳業務をいい、本事業とは別途で市が実施する。
参加資格確認基準日	市が入札参加者の参加資格を確認する日をいい、参加表明書の提出期限日とする。
サービス対価	本事業の各業務に係るサービス提供の対価として、市が事業者に対して支払う費用をいう。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

(仮称) 枚方市立中学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者

枚方市長 伏見 隆

2 事業の目的

市では、市立中学校への給食提供方法をランチボックス方式の選択制から食缶方式の全員給食制に移行するにあたり、「今後の中学校給食に関する方針」（令和4年12月策定）において、既設の第一学校給食共同調理場に加え、新たに本施設を整備するとしている。本施設の建設地は第三学校給食共同調理場跡地であり、本事業において現存する旧施設を解体し、本施設を新設するものである。

本事業は、旧施設の解体から本施設の設計、建設、維持管理、運営を民間事業者が一貫して実施するPFI方式を導入することにより、民間の高度な技術力や経営能力等のノウハウ及び資金を活用し、市が行う献立作成や食材調達と連携することで、市立中学校へ安全でおいしい学校給食を、より安定的効率的に提供することを目的とする。

3 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和25年7月31日とする。

4 事業方式

本事業の事業方式は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が市所有の土地に現存する旧施設を解体し、自らが本施設を整備し、本施設の所有権を市に移転した後、本施設の維持管理及び運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

5 本施設の規模

本施設の規模は下表のとおりとする。

事業用地	枚方市大峰元町2丁目2番10号
敷地面積	約4,110 m ²
提供食数	一日あたり最大6,000食
対象校	第一学校給食共同調理場改修中(選択制給食)：中学校19校 第一学校給食共同調理場改修後(全員制給食)：中学校9校

6 事業範囲

本事業の対象範囲は以下のとおりとする。なお、施設整備に伴う各種申請業務を含む。

(1) 設計業務

ア 事前調査業務

イ 建築本体（建築物・建築附帯設備等）に係る設計業務

ウ 建築設備に係る設計業務

エ 調理設備に係る設計業務

オ 交付金申請等支援業務

カ その他設計業務の実施に伴い必要となる業務

- (2) 工事監理業務
 - ア 工事監理業務
 - イ その他工事監理業務の実施に伴い必要となる業務
- (3) 建設業務
 - ア 解体・撤去業務
 - イ 建設業務
 - ウ 調理設備調達・搬入設置業務
 - エ 引渡し業務
 - オ その他建設業務の実施に伴い必要となる業務
- (4) 各種備品等調達業務
 - ア コンテナ・食器食缶等調達業務
 - イ 施設備品等調達業務
 - ウ その他各種備品等調達業務の実施に伴い必要となる業務
- (5) 開業準備業務
 - ア 開業準備業務
 - イ その他開業準備業務の実施に伴い必要となる業務
- (6) 維持管理業務
 - ア 建築物維持管理業務
 - イ 建築設備維持管理業務
 - ウ 附帯施設維持管理業務
 - エ 調理設備維持管理業務
 - オ コンテナ・食器食缶等維持管理業務
 - カ 施設備品等維持管理業務
 - キ 清掃業務
 - ク 警備業務
 - ケ 長期修繕計画作成業務
 - コ 三季休業期間中（夏、冬、春）の維持管理業務
 - サ その他維持管理業務の実施に伴い必要となる業務
- (7) 運營業務
 - ア 食材検収補助・保管業務
 - イ 給食調理業務
 - ウ 洗浄業務
 - エ 配送及び回収業務
 - オ 廃棄物（残渣）等処理・保管業務
 - カ 衛生管理業務
 - キ 献立作成支援業務
 - ク 食育支援業務
 - ケ 広報支援業務
 - コ その他運營業務の実施に伴い必要となる業務

市が実施する業務（参考）

(1)開業準備業務

- ア 配膳室整備業務
- イ 配膳室備品調達業務

(2)維持管理業務

配膳室（建築物・設備）の修繕及び更新業務

(3)運營業務

- ア 献立作成業務
- イ 食材調達業務
- ウ 食材検収業務
- エ 調理指示業務
- オ 検食業務
- カ 食数調整業務
- キ 配膳業務
- ク 食育業務
- ケ 広報業務（見学者対応を含む。）
- コ 給食費徴収・管理業務
- サ 光熱水費の支払い業務

7 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する「サービス購入型」で実施する。

- (1) 市は、事業者が実施する施設の建設への対価の一部として、あらかじめ定める額を本施設の引渡し完了後に建設一時支払金として事業者に支払う。なお、一時支払金は、市が交付を受ける交付金及び起債調達額相当分を想定している。
- (2) 市は、事業者が実施する施設の設計、工事監理、建設及び開業準備への対価について、
(1)に記す建設一時支払金を控除した額を、維持管理・運営期間にわたる元利均等方式により割賦で事業者に支払う。

市は、事業者が実施する本施設の維持管理業務、運營業務のサービス対価を委託料として維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、本施設の建築物等の維持管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については入札説明書等で示すものとする。

8 事業のスケジュール

事業のスケジュール（予定）は、下表のとおりとする。

落札者の決定及び公表	令和7年7月中旬
仮契約の締結、契約議案の議会への提出	令和7年8月～9月
事業契約の締結	令和7年9月
設計・工事監理・建設	令和7年10月～令和9年10月（2年1か月）
開業準備期間	令和9年11月～12月（2か月）
維持管理・運営	令和10年1月～令和25年7月（15年7か月）

9 法令等の遵守

本事業の実施にあたり、事業者は、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準に照らし遵守すること。

10 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう（PFI法第2条第2項）。

(1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続きを経て、市自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

ア 本施設の整備業務、本施設の維持管理業務及び運営業務等が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。

イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、本施設の整備業務、本施設の維持管理業務及び運営業務等の水準の向上が期待できること。

(2) 選定手順

具体的には、以下の手順により客観的評価を行う。

ア 市自らが本事業を実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担見込額を、事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較することによる定量的評価

イ PFI事業として実施することによるサービス水準に関する定性的評価

ウ 事業者に移転するリスクの評価

エ 上記による総合的評価

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価内容と併せて速やかに公表する。事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

なお、選定結果は、市のホームページで公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計、工事監理、建設、各種備品調達、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者の広範囲かつ高度な技術力や能力等による効率的かつ効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、サービス対価の額や各業務における能力、事業の継続性、安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

2 事業者の募集及び選定手順

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、下表のとおりとする。

令和6年8月7日	実施方針、要求水準書（案）の公表
令和6年8月21日	実施方針等に関する説明会及び現地説明会
令和6年8月29日	実施方針等に関する質問・意見の受付／締切
令和6年9月24日	実施方針等に関する質問・意見の回答
令和6年12月中旬	特定事業の選定・公表
令和6年12月中旬	入札公告及び入札説明書等の公表
令和7年1月中旬	入札説明書等に関する第1回質問の受付／締切
令和7年2月中旬	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
令和7年2月下旬	参加表明書・参加資格審査申請書類の受付／締切
令和7年3月下旬	参加資格審査結果の通知
令和7年3月下旬	入札説明書等に関する第2回質問の受付／締切
令和7年4月下旬	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
令和7年5月下旬	提案書類の受付及び入札
令和7年7月中旬	落札者の決定及び公表
令和7年8月～9月	仮契約の締結、契約議案の市議会への提出
令和7年9月	事業契約の締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針等に関する説明会及び現地説明会

実施方針等に関する説明会及び現地説明会を開催する予定である。なお、開催に関する詳細及び参加方法については、市のホームページで示す。

イ 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答公表

実施方針等に関する質問・意見の受付は、以下の手順により行う。

質問・意見の方法	質問・意見は、「実施方針等に関する質問書」（様式第1号）及び「実施方針等に関する意見書」（様式第2号）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、事業名及び「質問書」又は「意見書」と記載すること。なお、電子メール送信後、電話で着信確認を行うこと。また、受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。
受付期間	令和6年8月29日（木）午後3時まで

送付先	枚方市教育委員会 総合教育部 おいしい給食課 電子メール：kyushok@city.hirakata.osaka.jp 電話：050-7105-8030
実施方針等に関する 質問・意見への回答公表	質問・意見及び質問・意見に対する回答は、市のホームページで 公表する。回答公表予定日：令和6年9月24日(火)

ウ 特定事業の選定及び公表

実施方針等に関する質問や意見を踏まえ、P F I 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、公表する。

エ 入札公告及び入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ入札公告を行い、入札説明書等を公表する。入札公告以降の予定は、随時、市のホームページで公表する。

オ 入札説明書等に関する第1回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を受け付ける。

カ 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第1回質問に対する回答書を市のホームページで公表する。

キ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出期日までに提出し、参加資格の審査を受けること。なお、審査した上で必要があると判断した場合は、当該参加証明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

ク 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を入札参加者に通知する。なお、審査結果において入札の参加資格が認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。

ケ 入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を受け付ける。

コ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第2回質問に対する回答書を市のホームページで公表する。

サ 提案書等の受付及び入札

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等で示す。

シ 落札者の決定及び公表並びに事業契約の締結

入札参加者より提出された提案書類等について総合的に評価を行い、選定審査会の審査を経て市が落札者を決定する。審査結果は全ての入札参加者に通知するとともに、落札者は市のホームページで公表する。落札者は、S P Cを枚方市内に設立し、市と仮契約を締結する。市は、事業契約に関して市議会の議決を経た後、S P Cと事業契約を締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、以下のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業、工事監理企業、建設企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、構成企業の中から入札参加グループの代表企業を定めること。また、これらの業務以外の業務を実施する「その他企業」を必要に応じて構成員に含むことも可能とする。
- イ いかなる事由があっても代表企業の変更は認めない。やむを得ない事情が生じた場合の代表企業以外の構成企業の変更については、市と協議すること。
- ウ 構成員（参加表明書の提出以降、市がやむを得ない事情と認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成員を含む。）は、他の構成員になることはできない。
- エ 落札者は、仮契約の締結までにSPCを枚方市内に設立するものとし、構成企業はSPCに対して出資を行うこと。また、構成企業での出資比率は、SPC設立時に発行する全株式の50%を超えるものとし、代表企業は出資者の中で最大の出資比率とすること。さらに、構成企業は事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- オ 構成員は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託し又は下請人を使用することができる。第三者に委託又は下請人を使用する場合は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、以下の参加資格要件を満たすものとする。ただし、建設業務と工事監理業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。（資本面において関連のある企業とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている企業をいい、人事面において関連がある企業とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。）なお、受託実績については、元請として履行した実績に限ることとする。

- ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務体力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 業務を実施するために必要となる許認可・資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能であること。
- エ 構成員の個別参加資格要件は、次のとおりとする。
 - a 設計企業は1者とし、以下の全ての要件を満たしていること。
 - (a) 令和7年度から令和10年度末まで有効な「建設コンサルタント等」に係る枚方市競争入札参加資格を有し、「建築設計」として有資格者名簿に登載されていること。
 - (b) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
 - (c) 平成21年4月1日以降に、1棟で延べ面積1,500㎡以上の学校給食施設の設計業務（実施設計に限る。）を元請で契約し、完了した実績を有すること。

- (d)平成 21 年 4 月 1 日以降に、H A C C P 認証取得施設、ドライシステムの学校給食施設若しくはドライシステムの特定給食施設又は学校給食衛生管理基準（平成 21 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 64 号）に基づき、地方公共団体が行う自主衛生管理点検により衛生管理基準を満たしていると認められた給食施設の設計業務（実施設計に限る。）を完了した実績を有すること。
- b 工事監理企業は 1 者とし、以下の全ての要件を満たしていること。
- (a)令和 7 年度から令和 10 年度末まで有効な「建設コンサルタント等」に係る枚方市競争入札参加資格を有し、「建築設計」として有資格者名簿に登載されていること。
- (b)建築士法第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- (c)平成 21 年 4 月 1 日以降に、1 棟で延べ面積 1,500 m²以上の学校給食施設の工事監理業務を元請で契約し、完了した実績を有すること。
- (d)平成 21 年 4 月 1 日以降に、H A C C P 認証取得施設、ドライシステムの学校給食施設若しくはドライシステムの特定給食施設又は学校給食衛生管理基準に基づき、地方公共団体が行う自主衛生管理点検により衛生管理基準を満たしていると認められた給食施設の工事監理業務を完了した実績を有すること。
- c 建設企業は 1 者とし、以下の全ての要件を満たしていること。
- (a)令和 7 年度から令和 10 年度末まで有効な「建設工事」に係る枚方市競争入札参加資格を有し、「建築一式」として有資格者名簿に登載されていること。
- (b)建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (c)建設業法第 27 条の 23 第 1 項の経営事項審査を受けており、建築一式工事に係る総合点数又は経営事項審査総合評定値（P 点）が、市内業者にあつては総合点数 650 点以上、準市内業者にあつては総合点数 750 点以上、その他の業者にあつては P 点 750 点以上であること。
- (d)平成 21 年 4 月 1 日以降に、建築工事 1 件で 1 億円以上の元請としての施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、請負金額に出資比率を乗じた値が上記条件を満たすこと。）
- d 調理設備企業は、以下の要件を満たしていること。
- 令和 7 年度から令和 10 年度末まで有効な「物品等」のうち「厨房機器」に係る枚方市競争入札参加資格を有し、有資格者名簿に登載されていること。なお、登載業種において、同一の業種で複数企業の参加は認められない（同業種で 1 者とする。）。
- e 維持管理企業は、以下の要件を満たしていること。
- 複数の維持管理企業で参加する場合は、(a) の要件は全ての企業で満たし、(b) の要件は 1 者以上が満たしていること。
- (a)令和 7 年度から令和 10 年度末まで有効な「その他委託」のうち担任業務に対応した枚

方市競争入札参加資格を有し、有資格者名簿に登載されていること。なお、登載業種において、同一の業種で複数企業の参加は認められない（同業種で1者とする。）。

(b)平成21年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注（PFI事業におけるSPCによる発注を含む。）した、建築物の維持管理業務を完了した実績を有すること。

f 運営企業は、以下の要件を満たしていること。

複数の運営企業で参加する場合は、(a)及び(b)の要件は全ての企業でいずれも満たしていること。

(a)令和7年度から令和10年度末まで有効な「その他委託」のうち、「給食・配食」に係る枚方市競争入札参加資格申請を有し、有資格者名簿に登載されていること。なお、登載業種において、同一の業種で複数企業の参加は認められない（同業種で1者とする。）。

(b)平成21年4月1日以降に、HACCP認証取得施設、ドライシステムの学校給食施設若しくはドライシステムの特定給食施設又は学校給食衛生管理基準に基づき、地方公共団体が行う自主衛生管理点検により衛生管理基準を満たしていると認められた給食施設の調理業務を完了した実績を有すること。

g その他企業は、以下の要件を満たしていること。

令和7年度から令和10年度末まで有効な担任業務に対応した枚方市競争入札参加資格を有し、有資格者名簿に登載されていること。なお、登載業種において、同一の業種で複数企業の参加は認められない（同業種で1者とする。）。

4 構成員の制限

全ての構成員は、以下のいずれにも該当しない者とする。

(1)PFI法第9条第1項各号に定める欠格事由に該当する者。

(2)参加資格確認基準日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づき、一般競争入札への参加の停止又は指名競争入札の指名の停止の措置を受けている者。

(3)地方自治法施行令第167条の4に該当する者。

(4)建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

(5)市が本事業について、アドバイザー業務を委託した以下の者と資本面又は人事面において関連のある者。（資本面において関連のある者とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。）

・パシフィックコンサルタンツ株式会社

・日比谷パーク法律事務所

(6)選定審査会及び地方自治法施行令第167条の10の2第4項に規定する本事業の学識経験者が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある又は重要な取引（共同研究を含む。）を継続している者。

(7)以下のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。

- a 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - c 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
 - d 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
 - e その者の親会社が a から d までのいずれかに該当する法人。
- (8) 参加資格確認基準日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、枚方市暴力団排除条例（平成 24 年枚方市条例第 45 号）第 8 条の規定による措置を受けている者。

5 参加資格の確認及び失格要件

- (1) 参加資格確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。参加資格確認基準日の翌日から提案書類受付期限日までの間、構成員が入札参加資格の要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格の要件を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、前記「3（1）／イ」の規定により協議し、実績等を確認し、市が認めた場合に限り、入札参加資格の要件を欠いた構成員に代わって、入札参加資格の要件を有する構成員を補充し、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格の要件を欠いた日とする。
- (2) 提案書類受付期限日の翌日から落札者決定日までの間、構成員が入札参加資格の要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合は、前記「3（1）／イ」の規定により協議し、市が参加資格の確認、提案内容の継続性及び設立予定の S P C の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断した場合に限り、入札参加資格の要件を欠いた構成員に代わって、入札参加資格の要件を有する構成員を補充し、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うものとする。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格の要件を欠いた日とする。
- (3) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結に係る市議会の議決日までの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、市は事業者と事業契約を締結しない。この場合において、市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

6 審査の手順及び審査

(1) 参加資格審査

参加表明時に提出された参加資格審査申請書類について、市は入札参加資格要件の具備を

確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

(2) 入札書類審査

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、選定審査会において入札書類等の審査を行い、落札者を決定する。なお、評価項目や評価方法は、落札者決定基準において示す。

(3) 審査結果

審査結果は、市のホームページで公表する。

7 SPCとの契約手続き

(1) 契約手続き

市は、落札者決定後速やかに落札者と協議を行い、基本協定を締結する。基本協定に従い、落札者は、特定事業仮契約の締結までに本事業を実施するSPCを設立し、市は、SPCと事業契約を締結する。

(2) SPC設立等の要件

ア 落札者は、特定事業仮契約の締結までにSPCを枚方市内に設立すること。

イ 代表企業のSPCへの出資比率は、出資者中最大とすること。

ウ 構成企業は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、事業者の担当する業務に係る責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別添資料5「リスク分担表(案)」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)に示す。

3 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が担当する業務について、要求水準書に示すサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本施設の整備及び維持管理・運営において、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリングの方法や内容等については、事業契約書(案)に定めるものとする。

また、事業者の提供する本施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが要求水準書に示すサービス水準を十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービス対価の支払いの減額等を行うことができるものとする。

4 事業終了時の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設が要求水準を満たす状態で、市に引き継ぐものとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

建設予定地	枚方市大峰元町2丁目2番10号
敷地面積	約4,110 m ²
用途地域	準工業地域
容積率	200%
建蔽率	60%

2 施設要件

本施設に必要な機能は、以下のものを想定している。なお、詳細は要求水準書（案）に示す。

区域区分	諸室等
給食エリア	汚染作業区域 【荷受・検収・下処理エリア】 荷受プラットフォーム、肉魚類荷受室・検収室、野菜類荷受室・検収室、泥落とし・皮むき室、油庫、食品庫、計量室、冷蔵庫、冷凍庫、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、卵・乳製品処理室(※1)、器具洗浄室、殺菌水機械室(※3)、廃棄庫、備品庫、前室等 【洗浄エリア】 回収前室(※1)、洗浄室、前室、特別洗浄室(※1)、残渣処理室、残渣保管室(※1)等
	非汚染作業区域 【調理エリア】 上処理コーナー(※2)、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸物室、和え物室、アレルギー対応室、冷蔵庫、冷凍庫、器具洗浄室、前室、仕分け室(※1)等 【配送・コンテナプールエリア】 コンテナ室、配送前室、前室等
	一般区域 調理員用更衣室、調理員用トイレ、洗濯室(※1)、乾燥室(※1)、運転手用控室(※1)、倉庫、調理員用休憩室等
一般エリア	共用部分 玄関ホール・風除室、会議室、多目的室、食育実習室、食育実習室倉庫、見学スペース、外来者用トイレ、バリアフリートイレ、倉庫、物品庫、掲示スペース等
	市専用部分 市職員用事務室、市職員用更衣室、市職員用トイレ、書庫、給湯室等
	事業者専用部分 事業者玄関・風除室、事業者用事務室等 ※事業者玄関は専用とする
	その他 機械室、消火ポンプ室等
附帯施設	ごみ庫、厨房除害施設、受水槽、駐車場、配送車両置き場、洗車スペース、構内通路、門扉、囲障、植栽、外灯等

※1 提案により他室との兼用としてもよい。

※2 コーナー等は提案により室としてもよい。

※3 他室又は他エリアへの配置も可とする。

3 提供食数

本施設の提供食数は、一日あたり最大6,000食（うちアレルギー対応食数最大120食程度（想定）を含む。）とする。

4 献立方式

献立方式は、完全1献立とする。主食は、パンの日を月2～3回、それ以外をご飯の日とすることを予定している。なお、主食は、市が委託する業者により学校へ直送する。

アレルギー対応食は、専用の調理室で調理を行うものとし、代替食での提供を基本とする。

5 施設稼働日数

年間200日程度を予定している。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。

1 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者が実施する業務が事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が、PFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、措置並びに支援を受けることができるよう努める。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 市議会の議決

市は、事業契約の締結に関する議案を令和7年9月定例会月議会に付議する予定である。

2 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

3 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

担当部署：枚方市教育委員会 総合教育部 おいしい給食課

住 所：〒573-1159 大阪府枚方市車塚1丁目1番1号

電 話：050-7105-8030

ファクス：072-851-1744

電子メール：kyushok@city.hirakata.osaka.jp

別添資料1：位置図及び事業用地概要図

別添資料2：配送校一覧

別添資料3：事業スキーム図

別添資料4：選定審査会委員名簿

別添資料5：リスク分担表（案）

別添資料 2 配送校一覧

第一学校給食共同調理場改修中（選択制給食）

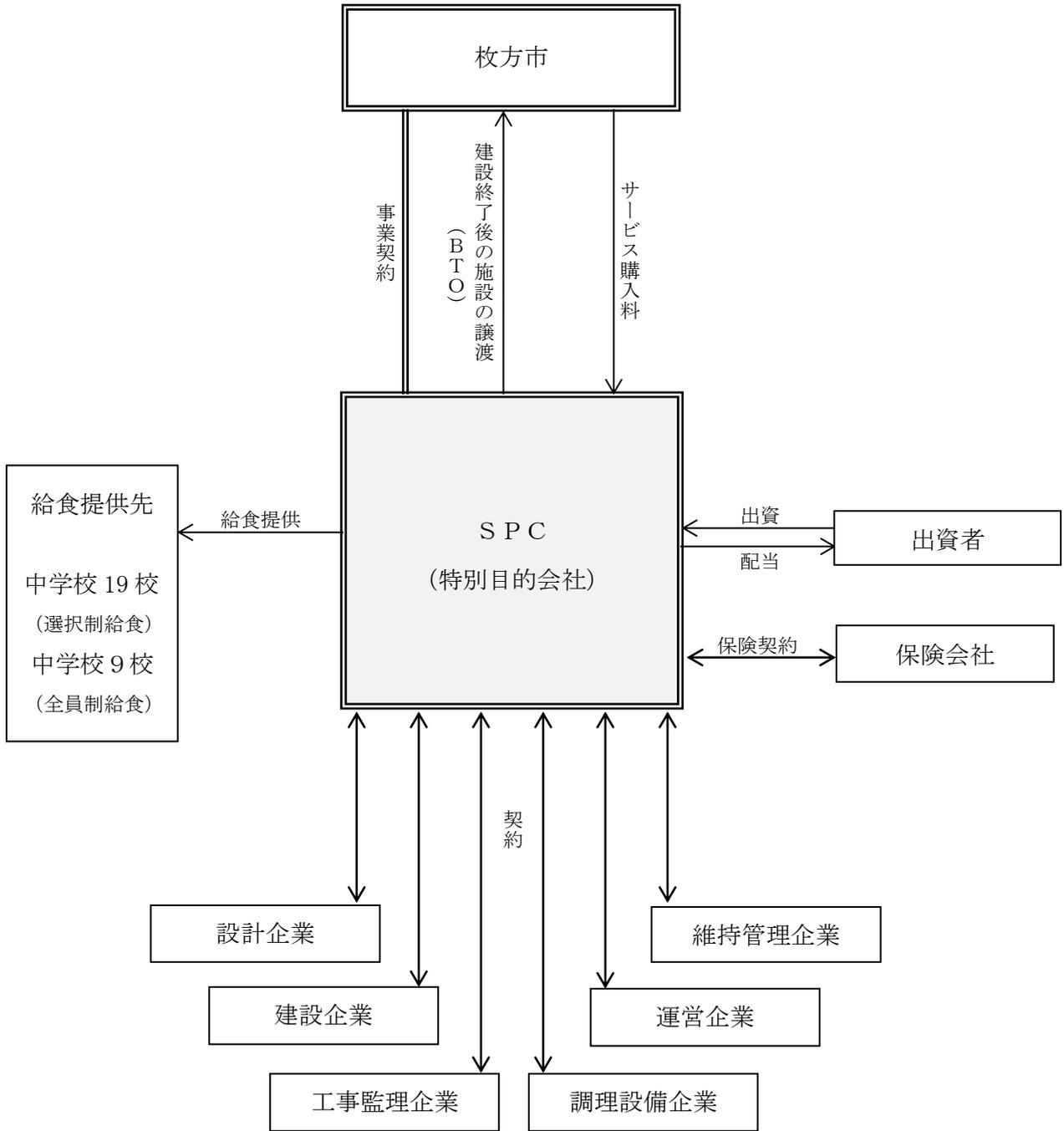
No.	学校名	所在地
1	第一中学校	渚東町 2 番 1 号
2	第二中学校	香里園東之町 20 番 26 号
3	第三中学校	養父東町 1 番 5 号
4	第四中学校	香里ヶ丘 5 丁目 3 番地の 2
5	津田中学校	津田北町 1 丁目 32 番 1 号
6	枚方中学校	西田宮町 19 番 1 号
7	中宮中学校	堂山 1 丁目 2 番 6 号
8	招提中学校	招提東町 2 丁目 1 番 12 号
9	楠葉中学校	楠葉丘 2 丁目 12 番 1 号
10	楠葉西中学校	西船橋 2 丁目 43 番 1 号
11	東香里中学校	東香里 3 丁目 37 番 1 号
12	長尾中学校	長尾北町 3 丁目 3 番 1 号
13	杉中学校	杉 4 丁目 1 番 1 号
14	山田中学校	交北 2 丁目 28 番 1 号
15	渚西中学校	渚西 3 丁目 25 番 1 号
16	桜丘中学校	桜丘町 65 番 1 号
17	蹉跎中学校	出口 5 丁目 40 番 1 号
18	招提北中学校	招提北町 2 丁目 35 番 1 号
19	長尾西中学校	長尾谷町 1 丁目 73 番地の 1

第一学校給食共同調理場改修後（全員制給食）

No.	学校名	所在地
1	第一中学校	渚東町 2 番 1 号
2	第二中学校	香里園東之町 20 番 26 号
3	第四中学校	香里ヶ丘 5 丁目 3 番地の 2
4	津田中学校	津田北町 1 丁目 32 番 1 号
5	枚方中学校	西田宮町 19 番 1 号
6	中宮中学校	堂山 1 丁目 2 番 6 号
7	東香里中学校	東香里 3 丁目 37 番 1 号
8	桜丘中学校	桜丘町 65 番 1 号
9	蹉跎中学校	出口 5 丁目 40 番 1 号

別添資料3 事業スキーム図

BTO方式



別添資料4 選定審査会委員名簿

氏名	団体等
今城 安喜子	摂南大学 農学部 食品栄養学科
海老原 智子	海老原智子税理士事務所
棧敷 勝	枚方市立第一中学校
鳥巢 茂樹	武庫川女子大学 建築学部 建築学科
中原 明日香	小坂谷・中原法律事務所

(50音順、敬称略)

別添資料5 リスク分担表(案)

「○」主分担、「△」従分担

リスクの種類	No.	概要	負担者	
			市	事業者
共通	1	入札説明書等の誤り、入札手続の誤り	○	
	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
	3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
	5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
	7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
	9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題(光、騒音、臭気、振動、電波障害、有害物質の排出等)		○
	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
物価変動	14	建設期間中における一定の範囲までの資材物価変動に伴う事業者の費用の増減		○
	15	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	○	
	16	維持管理・運営期間における一定の範囲までの物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減		○
	17	維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	○	
資金調達	18	市が調達する必要な資金の確保に関する場合	○	
	19	事業者が調達する必要な資金の確保に関する場合		○
要求性能未達	20	要求水準未達によるもの(施工不良を含む)		○
本事業の中止・延期	21	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
	22	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
構成員の能力不足等	23	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
不可抗力	24	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、もしくは、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	○	
	25	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの(※1)		○
情報管理リスク	26	市の事由による情報流出・紛失等	○	
	27	上記以外の事由による情報流出・紛失等		○
契約前	28	本事業への入札に係る費用		○
	29	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
	30	議会の議決が得られない(※2)	△	△
設計	31	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	
	32	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
	33	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	34	市の帰責事由により変更する場合	○	
	35	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	36	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
	37	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
設計の完了遅延	38	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
	39	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	40	市が公表した資料から予測可能なもの		○
	41	上記以外の土地の瑕疵	○	
	42	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期等に変更が生じた場合の追加費用	○	
	43	解体する建築物に係る情報提供に関するもの	○	
	44	上記以外の解体工事に起因するもの		○
	45	市の帰責事由によるもの	○	
工事遅延	46	事業者の帰責事由によるもの		○
	47	市の帰責事由によるもの	○	

リスクの種類	No.	概要	負担者		
			市	事業者	
施設等損害	48	事業者の帰責事由によるもの		○	
	49	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害のうち、市の帰責事由によるもの	○		
	50	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害のうち、事業者の帰責事由によるもの		○	
	51	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が発生した場合		○	
維持管理・運営	52	市の帰責事由によるもの	○		
	53	事業者の帰責事由によるもの		○	
	54	市の帰責事由による事業内容の変更(用途変更等)	○		
	55	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○		
	維持管理・運営費増大	56	市の帰責事由によるもの	○	
		57	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等損傷	58	市の帰責事由によるもの	○	
		59	上記以外の施設等の損傷		○
	契約不適合責任	60	権利行使期間内		○
		61	権利行使期間終了後(※3)	○	
	需要変動	62	給食形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		63	生徒数、教職員数の変動によるもの(※4)	△	○
		64	残渣の変動		○
	食中毒	65	検収時における食材の異常	○	
		66	検収日と給食提供日の時間差に起因する場合	○	
		67	検収後の保存方法に起因する食材の異常		○
		68	学校内での配膳及び市が実施する配膳に起因する場合	○	
		69	調理、配送に起因する場合		○
	異物混入・食材異常	70	検収時における食材の異常(検収後に明らかになったものを含む)	○	
		71	検収日と給食提供日の時間差に起因する食材の異常	○	
		72	検収後の保存方法に起因する食材の異常		○
		73	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		74	学校内での配膳及び市が実施する配膳における異物混入等	○	
	75	調理・配送における異物混入等		○	
	食物アレルギー対応	76	食物アレルギーのある生徒等の情報収集不備、アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
		77	突発的な発症(事前の把握が困難な食物アレルギー物質による)	○	
		78	事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延	79	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		80	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		81	調理の遅延によるもの		○
		82	事業者の交通事故による遅延		○
		83	食材の納入遅延による遅延	○	
	什器・備品管理	84	市の帰責事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
85		事業者の帰責事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難		○	
残渣処理	86	残渣の給食センターまでの搬送及びその計量		○	
	87	給食センターから処理施設までの搬送		○	
	88	残渣の分別		○	
運搬費増大	89	配送校の変更による運搬費の増大	○		
	90	交通事情の悪化による運搬費の増大		○	
光熱水費リスク	91	光熱水費の増大(※5)	○	△	
移管	性能確保	92	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	93	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及びSPCの清算手続きに伴うもの		○

※1 サービス対価の100分の1以下の損害は事業者が負担することを予定している。

※2 事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。

※3 当該契約不適合が事業者の帰責性がある場合には、事業者が負担する。

※4 事業期間中に一定数以上の給食数が増減する場合は、サービス購入料の見直しについて協議できるものとする。

※5 単価の変動によるものは市が負担し、不適切な使用によるものは民間事業者が負担する。